

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第10号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の訂正をしないとした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 訂正の請求

(1) 異議申立人は、平成18年8月18日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、保有個人情報に係る自己情報開示請求を行い、実施機関は、「請求者が次の日付けで広島県知事（総務室）あてに提出した苦情申立書に関して行った具体的な措置の記録・平成17年4月30日・平成17年6月4日・平成17年7月3日・平成17年7月18日・平成17年9月4日・平成17年10月10日・平成17年11月6日・平成17年12月4日・平成18年1月4日・平成18年4月2日・平成18年6月4日・平成18年7月9日」を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報開示決定を行い、平成18年9月1日付け総総第19号で異議申立人に通知した。

(2) 異議申立人は、平成18年12月7日付けで、条例第23条第1項の規定により、平成18年9月1日付け総総第19号による自己情報開示決定通知書の「請求者が次の日付けで広島県知事（総務室）あてに提出した苦情申立書に関して行った具体的な措置の記録 平成17年4月30日ほか11件」を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 本件訂正請求に対する決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、平成16年11月22日に異議申立人が来庁した際に総務室担当職員により対応しており、事実の誤りがあると認められないとして、条例第24条第2項の規定により自己情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年1月5日付け総総第40号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年1月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件訂正請求の対象となった保有個人情報の訂正を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成18年12月7日付け自己情報開示請求書に記載したとおり、開示された文書には、真実と異なる虚偽内容が記載されている。

開示された文書には、「16. 11. 22に対応を行っているため、改めて文書による回答は行わない。」と明記されているが、異議申立人が提出した苦情申立書の「2 苦情の趣旨及び理由」に記載したことについて、広島県からは全く説明を受けていない。

異議申立人が平成16年11月22日に抗議の意思を表明したその席で、総務室の職員が明確な答弁を一切しなかったにもかかわらず、抗議に立ち会ったことのみをもって、「16. 11. 22に対応を行っている」との虚偽の理由を記載していることから、本件処分で訂正しなかった当該記述を「抗議の内容について回答することは、広島県が駐車場の管理運営に当たって、利用者の個人情報をも不適切に活用している事実を認めることになるため、苦情申立書の2苦情の趣旨及び理由に記載されたことについてはまったく回答していないが、既に回答しているという虚偽の意図を込めて16. 11. 22に対応を行っているとの理由に仮装し、文書による回答はしないこととする。」という客観的な内容に訂正するよう求める。

なお、「2 苦情の趣旨及び理由」に記載した内容について、文書による明確な回答を速やかに行うよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てまでの経緯

- (1) 異議申立人が平成16年11月22日に南館駐車場に駐車しようとした際に駐車場管理委託業者の対応に問題があったことについて、同日、異議申立人が総務室に来室して口頭により抗議した。総務室職員2名がこれに対応し、不愉快な思いを与えたことを謝罪するとともに、当該業者に対し厳重に注意する旨告げた。その際、異議申立人から質問があり、当該質問に対して文書回答するよう要求があったが、総務室職員は「上司に報告し、検討させていただく」旨を口頭で回答した。
- (2) 同日17時過ぎ頃に総務室に異議申立人から電話で質問があり、当該質問についても文書で回答するよう要求があったため、総務室職員は「上司に報告し、検討させていただく」旨を回答した。
- (3) 総務室で上記(1)及び(2)の要求への対応を検討した結果、「口頭による質問であるため、文書での回答は行わず、質問者から再度連絡があった際に、質問者に対しての文書回答を行わないこと及び口頭で回答させてもらうことを伝える」ことで方針を決定した。
- (4) 平成17年4月30日から平成18年7月9日までの間に、計12回、異議申

立人から総務室に対し、平成16年11月22日の異議申立人からの質問等について文書回答を求める苦情申立書の提出があったが、その内容は同日の苦情に関連するものであったため、総務室は、当該苦情について、(3)で述べたとおり、室内で検討し、その旨を「平成16年11月22日に対応を行っている」として苦情申立書の余白に記載し、決裁した。

- (5)平成18年8月18日付けで異議申立人から自己情報開示請求があり、余白決裁の記された、異議申立人から提出された苦情申立書(第1回から第12回まで)を開示した。
- (6)平成18年12月7日付けで異議申立人から本件訂正請求があり、総務室は、訂正請求のあった個人情報については、平成16年11月22日に異議申立人が来庁した際に、総務室担当職員により対応しており、事実の誤りがあるとは認められないため、本件処分を行った。

2 保有個人情報の訂正について

- (1)実施機関としては、異議申立人が来庁した平成16年11月22日当日に、「口頭による質問であるため、文書での回答は行わず、質問者から再度連絡があった際に、文書回答を行わないこと及び口頭で回答させてもらうことを伝える」という方針を決定しており、このことをもって「対応」と考えていたため、苦情申立書の余白に上記内容を記載した。
- (2)以上のことから、訂正請求のあった個人情報については、事実の誤りがあるとは認められないため、不訂正とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が実施機関(旧総務室)宛てに提出した苦情申立書に関して行った具体的な措置の記録について、真実と異なる虚偽の理由が記載されているとして、異議申立人が請求する内容に訂正するよう求めるものである。

実施機関は、訂正請求のあった保有個人情報については、平成16年11月22日に異議申立人が来庁した際に、総務室担当職員により対応しており、事実の誤りがあるとは認められないとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 自己情報訂正請求について

条例第22条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(略)を請求することができる。」旨規定している。

また、条例の解釈運用基準では、「訂正は、保有個人情報の『内容が事実でない』場合に行われるのであって、『事実』とは、具体的には氏名、住所、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、面積、

数量等客観的に判断できる事実をいう。したがって、本条に基づく訂正請求の対象は、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正しない旨の決定をすることとなる。」とされている。

(2) 本件処分の妥当性について

当審査会において、平成18年9月1日付け総総第19号による自己情報開示決定に係る保有個人情報のうち、異議申立人が平成17年4月30日付けで提出した苦情申立書を見分したところ、当該申立書の上方余白部分には、平成17年5月2日付けの広島県収受印及び文書事務取扱主任等の押印とともに、「16. 11. 22に対応を行っているため改めて文書による回答は行わない」との手書きの記載があり、その下に総務室長までの決裁印が押印されていた。

また、平成17年6月4日付けの苦情申立書（2回目）から平成18年7月9日までの苦情申立書（12回目）についても、同様の処理がなされていることを確認した。

異議申立人が本件訂正請求において訂正を求めている内容は、当該手書きの記載のうち「16. 11. 22に対応を行っているため」という部分（以下「本件訂正請求対象情報」という。）であるが、本件訂正請求対象情報は、実施機関が説明するように、異議申立人が提出した苦情申立書に対する実施機関としての判断や対応方針を記載したものであって、客観的に判断できる事実とは認められない。

このため、本件訂正請求対象情報について、事実の誤りがあるとは認められないとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

以上のことから、本件訂正請求対象情報は条例第22条第1項に規定する訂正請求の対象である事実には該当しないため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 2. 1	・ 諮問を受けた。
19. 8. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 1. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 2. 21	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 12. 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。
31. 4. 22 (令和元年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 27 (令和元年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授